

平成22年度第1回沖縄県がん診療連携協議会議事要旨

日 時 平成22年6月11日（金） 14:10～17:33

場 所 管理棟3階 大会議室

構 成 員 25名 出席者19名 欠席者 6名

1号委員（病院長）（議長）

須加原 一博

2号委員（地域がん診療連携拠点病院長）

平安山 英盛（欠席）

與議 實津夫

3号委員（沖縄県医師会長）

宮城 信雄（欠席）

4号委員（沖縄県歯科医師会長）

比嘉 良喬

5号委員（沖縄県薬剤師会長）

神村 武之 代理 吉田 洋史副会長

6号委員（沖縄県看護協会会長）

奥平 登美子（欠席）

7号委員（沖縄県政策参与）

玉城 信光（欠席）

8号委員（沖縄県福祉保健部長）

奥村 啓子（欠席）

9号委員（がんセンター長）

増田 昌人

10号委員（医療福祉支援センター長）

村山 貞之

11号委員（薬剤部長）

宇野 司

12号委員（看護部長）

川満 幸子

13号委員（事務部長）

原田 隆治

14号委員（各拠点病院より2名）

玉城 和光（県立中部病院心療内科部長）

上田 真（県立中部病院外科副部長）

友利 寛文（那覇市立病院外科部長）

宮里 浩（那覇市立病院外科部長）（欠席）

15号委員（患者関係の立場の者）

吉田 祐子

三木 雅貴

16号委員（有識者）

埴岡 健一（特定非営利活動法人日本医療政策機構理事）

山城 紀子（ジャーナリスト）

天野 慎介（特定非営利活動法人グループ・ネオス理事長）

17号委員（琉大病院長が必要と認める者）

砂川 元（琉大病院歯科口腔外科長）代理 喜名振一郎 助教

吉見 直己（琉大病院病理部長）

部会説明者 緩和ケア部会長

栗山 登至

地域ネットワーク部会

佐村 博範

普及啓発部会

増田 昌人

がん登録部会長

賀数 保明

研修部会

神山 康武

相談支援部会長

樋口美智子

陪席者

照屋 淳（北部地区医師会病院外科部長）

柴山 順子（北部地区医師会病院副院長）

資料の確認

増田委員から、資料の確認があった。

議事録署名人の選出

議事録署名人として、増田委員と村山委員が選出された。

新委員の紹介

議長から、次の新委員の紹介があった。

4号委員（沖縄県歯科医師会長） 比嘉 良喬（ひが よしたか）

13号委員（琉大病院事務部長） 原田 隆治（はらだ たかはる）

15号委員（患者関係の立場の者） 吉田 祐子（よしだ ゆうこ）

〃 〃 三木 雅貴（みき まさき）
17号委員（琉大病院長が認める者）吉見 直己（よしみ なおき）

議事要旨の確認

議長から、平成22年2月5日（金）に開催した前回の議事録について、確認があった。

報告説明事項

1. 平成22年度第1回沖縄県がん診療連携協議会幹事会について

増田委員から、5月17日に開催された幹事会について、資料3に基づき説明があり、本協議会報告事項及び審議事項等が話われたとの説明があった。

2. 沖縄県がん診療連携協議会・部会委員一覧

増田委員から、資料4に基づき説明があった。今回、地域連携クリティカルパス運用のWG名簿を加えている旨の報告があった。

3. 「平成23年度がん対策に向けた提案書」について

埴岡委員から、資料5-1に基づき次のとおり説明があった。

厚生労働省がん対策推進協議会の「提案書取りまとめ担当ワーキンググループ」は、アンケートやタウンミーティングにおいて意見等を広く集約し、平成23年度の国のがん対策について提案書を「平成23年度がん対策予算に向けた提案書 ～みんなでつくるがん対策～」としてとりまとめた。主な事項は次のとおりであった。

【1】がん対策の現状に対する提案

【2】「予算」「診療報酬」「制度」の3つの側面からなる140本の施策を提案

【3】重点項目に入れるべき施策の提案

「がん対策推進基本計画中間報告書（案）」について

埴岡委員から、資料5-2に基づき次のとおり、がん対策推進基本計画中間報告書（案）の主な事項の説明があった。

第1章 がん対策推進基本計画の策定の趣旨

第2章 中間報告の目的と検討経緯

第3章 中間報告

第4章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第5章 終わりに

4. 日本のがん対策とがん条例の現況

天野委員から、資料6に基づき次のとおり、主な事項の説明があった。

- ・がん条例の必要性について、「島根県がん対策推進条例」議案提出に際しての趣旨説明
- ・がん条例の制定県について（8県→島根県、高知県、新潟県、神奈川県、長崎県、奈良県、徳島県、愛媛県）
- ・がん条例制定に向けた動きがみられる主な県について（8県→秋田県、岩手県、群馬県、岐阜県、京都府、鳥取県、鹿児島県、沖縄県）
- ・がん対策全般に関する主な条項について
- ・がん医療の向上に関する主な条項について
- ・がん患者の支援に関する主な条項について
- ・がんの予防と早期発見、普及啓発と情報提供、その他の条項について
- ・「沖縄県がん対策推進基本条例」制定に向けたプロセスについて

審議事項

1. 第1号議案 平成22年度協議会、幹事会および部会委員の変更と、それに伴う規約の改正について

増田委員から、資料7に基づき次のとおり説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

なお、がん診療連携支援病院として予定されている病院は、北部地区医師会病院、沖縄県立宮古

病院、沖縄県立八重山病院とのことであった。

また、沖縄県福祉保健部医務課の大城班長から、資料19に基づき、「県独自のがん診療連携拠点病院制度について」の説明があった。

- ・ 沖縄県のがん診療連携支援病院の各病院長及び各病院から1名を委員として加える。
- ・ 幹事会委員として、各がん診療連携支援病院から1名を加える。

2. 第2号議案 「沖縄県がん対策推進基本条例」について

天野委員から、資料8に基づき説明があった。審議の結果、がん政策部会で修正案をとりまとめ、沖縄県へ提出することになった。

条例案の主な事項（要約）は次のとおりであった。

・（目的）

第1条

がん対策基本法の趣旨をふまえ、県のがん対策の基本事項を定め、地域特性に応じたがん対策を推進することである。

・（県の責務）

第2条

がんの予防、早期発見の推進、保健医療関係者及びがん患者団体との連携、がん対策の策定・実施の責務を有する。

・（市町村の責務）

第3条

がん患者団体、民間団体等の協力を得つつ、がんの予防および早期発見、普及啓発に向けた施策を実施する責務を有する。

・（保健医療機関者の責務）

第4条

がん医療に関わる専門家としての職業倫理に基づき、良質ながん医療を提供する責務を有する。

2 がんに関する情報を提供する責務を有する。

・（県民の責務）

第5条

がん予防の正しい知識をもち、積極的にがん検診を受けるよう努め、治療内容を保健医療関係者と共に理解するよう努める責務を有する。

2 県の医療政策決定の場に参画し、がん医療をより良いものとしていく責任と自覚をもって行動する責務を有する。

・（がん対策推進協議会等の設置）

第6条

県は、県のがん対策推進計画の作成と改訂、進捗評価を行う、県がん対策推進協議会を設置し、必要な措置を講じるものとする。

2 県は、県がん診療連携協議会を設置し、必要な措置を講じるものとする。

3 県は、県がん患者診療連携協議会を設置し、必要な措置を講じるものとする。

・（県の財政等の措置）

第7条

県は、必要な条例の制定等の法制上と制度上の措置、及び財政上の措置を講じるものとする。

2 がん対策の推進を目的とする基金に対し、必要な措置を講じるものとする。

・（がん患者関係者やがん患者団体に対する支援）

第8条

県は、がん患者関係者の支援に必要な次の施策を講じるものとする。

（1）相談支援体制の整備、相談支援に関わる保健医療関係者の育成

（2）患者相談窓口の整備、がん患者関係者が行う相談支援に関わる相談者の育成

2 県は、がん患者団体が行うがん患者の療養生活の支援活動、がんに関する普及啓発活動を支援するために、必要な施策を講じるものとする。

・（がん患者に対するがん医療に関する情報の提供）

第9条

県は、離島などの居住地に関わらず、等しくがん医療や療養生活に関する適切な情報が得られる

ための施策を講じるとともに、患者から、診断及び治療法について、主治医以外の医師の意見提供について、停滞無く、実施されるための必要な施策を講じるものとする。

- ・ **（がん患者の経済的負担の軽減）**

第10条

県は、がん患者に療養費支給や貸付等、経済的負担の軽減のために必要な施策を講じるものとする。

2 離島地域に居住する県民が離島地域以外でのがん診療を受けるにあたり、経済的支援に関する施策を講じるものとする。

- ・ **（がん患者の就労支援）**

第11条

県は、がん患者の雇用のため、普及啓発活動、事業者、がん患者その他関係者への援助の措置等、必要な施策を講じるものとする。

- ・ **（がん患者の療養に関する満足度調査の実施）**

第12条

県は、医療機関等を通じ、療養に関する満足度調査を実施し、その集計結果をがん医療や相談支援体制の向上のために必要な施策を講じるものとする。

- ・ **（地域の特性に応じたがん疾病別の対策の推進）**

第13条

県は、地域に多いがんに関する対策を強化する目的で、子宮頸がんや乳がん治療体制の強化、普及啓発、検診の実施、予防ワクチン接種の費用助成、白血病等の治療法である骨髄移植を促進する骨髄バンク事業への支援、原因ウイルスに関する対策など、必要な施策を講じるものとする。

- ・ **（地域の特性に応じたがん研究の推進）**

第14条

県は、県の特性に応じたがんの医学的及び社会的な研究の促進及びその成果の活用のための必要な施策を講じるものとする。

- ・ **（がんの予防と早期発見の推進）**

第15条

県は、生活習慣や生活環境が健康に及ぼす影響、がん予防のため、正しい知識の普及啓発、情報提供を行うものとする。

2 県は、国、市町村、保健医療関係者、患者団体等を含む民間団体と協力し、がん検診の受診向上のための施策、医療従事者の研修を行うものとする。

- ・ **（たばこ対策の推進）**

第16条

県は、たばこ対策の包括的な推進に資する必要な施策を講じるものとする。

- ・ **（学校におけるがんに関する教育等の推進）**

第17条

県は、小学校から大学等において、生徒等と保護者及び地域住民にがんに関する正しい知識の普及啓発に向けた教育を行うために必要な施策を講じるものとする。

2 県は、学校、教育委員会その他の関係機関等と連携し、がん患者の適切な修学の機会を確保するための必要な措置を講じるものとする。

- ・ **（がんに関わる医療従事者の育成と確保）**

第18条

県は、がんに関わる医療従事者の年度別育成計画を策定するとともに、医療機関等との連携体制の整備と強化に努めることとする。

2 県は、がんに関わる専門資格を取得する医療従事者への支援、その医療従事者が勤務する医療機関への支援、専門医療従事者育成を促進させるための必要な施策を講じるものとする。

- ・ **（地域の特性に応じたがん診療拠点病院等の整備）**

第19条

県は、離島など居住する地域にかかわらず等しく適切ながん医療を受診できるよう、がん診療連携拠点病院間、その他の医療機関との連携の強化等、必要な措置を講じるものとする。

2 県は、離島地域のがん診療の向上のため、医療機関の整備と連携体制の強化、離島以外でのがん診療を受けるにあたっての必要な講じるものとする。

- ・ **（緩和ケアの推進）**

第20条

県は、離島など居住する地域にかかわらず、患者及びその家族に対し、緩和ケアが提供できる体制の整備など、緩和ケア充実のために必要な措置を講じるものとする。

・（在宅医療の推進）

第21条

県は、離島など居住する地域にかかわらず、等しく居宅や施設において必要な医療や介護を切れめなく受けられる体制を整備することを目的に、必要な施策を講じるものとする。

・（がん医療に関する評価指標を比較するための施設の設置）

第22条

県は、離島など居住する地域にかかわらず、がん医療の内容と質を評価する指標を比較するための仕組みを設置し、評価指標の調査、公表を行うため、必要な施策を講じるものとする。

・（がん登録の推進）

第23条

県は、がん患者の罹患等の状況を把握、分析するため、院内がん登録及び地域がん登録を整備し、法制上の制度上の施策を講じるものとする。

2 がん登録の実施のため、医療機関と連携し、がん登録の推進に必要な施策を講じるとともに、がん登録の精度向上に必要な施策を講じるものとする。

・（がん対策推進計画等の策定、検証と見直し）

第24条

県は、がん対策推進計画とその計画の具体的かつ実効性のある行動計画を策定するものとする。

2 毎年、がん対策推進検証委員会を開催し、見直しを行い、必要な施策を講じるものとする。

・（条例の見直し）

第25条

知事は、定期的ながん対策推進基本条例について、見直しを行うものとする。

・（がん対策白書）

第26条

県は、毎年、県がん対策白書を知事に提出し、がん対策の評価と改善に向けて、必要な施策を講じるものとする。

・（県が一体となったがん対策の推進）

第27条

県は、県民と保健医療機関、市町村関係者、議会関係者、報道関係者、民間関係者と連携し、一体となったがん対策を推進するものとする。

2 県は、県民のがんに関する理解と関心を深めるため、沖縄県がんと向き合う日を設ける。

また、各委員からの主な発言は次のとおりであった。

- ・がん患者の立場に立った構成となっていない。
- ・がん患者団体のみが強調されており、個人の患者への対応が少ない。
- ・がん患者への事前の照会がない。
- ・患者、医療機関、行政の三位一体となった構成をお願いしたい。
- ・百花繚乱的であり、無駄な事項が多い。速やかに具体化される事項でまとめた方がよい。
- ・速やかに県に提案し、一日も早いがん条例の制定を目指した方がよい。

3. 第3号議案 「うちなーがん基金」について

（審議時間の都合により、次回以降に検討することになった。）

4. 第4号議案 「患者必携について」について

（審議時間の都合により、次回以降に検討することになった。）

5. 第5号議案 緩和ケア情報シートについて

（審議時間の都合により、次回以降に検討することになった。）

報告事項

1. 緩和ケア部会報告
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)
2. 地域ネットワーク部会報告
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)
3. 普及啓発部会報告
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)
4. がん登録部会報告
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)
5. 研修部会報告
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)
6. 相談支援部会報告
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)
7. がん政策部会
(第2号議案と同じ内容)
8. 「沖縄県がん患者会連合会」と「がん患者会」について
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)
9. 「沖縄県がん診療連携支援病院について」について
(第1号議案で説明済み)
10. 「5大がん地域連携クリティカルパス」について
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)
11. 那覇市「がん患者とその家族のこころのケアサロン事業」について
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)
12. 院内及び地域がん登録データの一般公開について
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)
13. 県立病院における院内がん登録について
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)
14. 「地域発：がん対策市民協働プログラム」ゆりかごプロジェクト「『がんかわら版』」出前屋」について
(審議時間の都合により、省略することになった。各委員には資料での確認をお願いした。)

以上